

札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）

豊平公園

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不適当と思われる記載内容は削除している。

様式3

管 理 業 務 の 計 画 書

第9公募 豊平公園



公益財団法人札幌市公園緑化協会

目次

1 総括的事項に関する取組	1
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標.....	1
(1) -1 基本方針.....	1
(1) -2 事業目標.....	2
(1) -3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み.....	4
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組.....	5
(2) -1 平等利用確保の方針.....	5
(2) -2 平等利用確保の取組項目.....	5
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等.....	8
(3) -1 取組についての基本的な考え方.....	8
(3) -2 当協会におけるこれまでの取組・成果.....	10
(3) -3 当公園におけるこれまでの取組.....	12
(3) -4 当公園における今後の取組.....	13
(3) -5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者.....	14
2 統括管理業務の実施内容	15
(1) 管理運営組織の確立.....	15
ア 責任者の配置及び組織の整備.....	15
イ 従事者の確保、配置.....	22
ウ 人材育成・研修計画.....	28
エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上.....	32
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組.....	36
(2) -1 組織的な情報共有の取組.....	36
(2) -2 組織的な業務の見直し等の取組.....	37
(2) -3 管理における情報共有と業務の改善.....	39
(3) 第三者に対する委託の方針.....	41
(3) -1 具体的な再委託業務.....	41
(3) -2 再委託の適正確保のための具体的方策.....	42
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組.....	43
ア 市民との協働や地域等との連携.....	43
イ 札幌市等との連絡調整.....	44
(5) 財務.....	45
(5) -1 資金管理に関する基本的な考え方.....	45
(5) -2 現金等取扱に関する基本的な考え方.....	45
(5) -3 現金取扱規程.....	45
(5) -4 現金等取扱に関する事故防止システム.....	46
(5) -5 インボイス制度について.....	46
(5) -6 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合.....	46
(6) 苦情対応.....	47
(6) -1 苦情等対応の基本的な考え方.....	47
(6) -2 苦情等対応の具体的な手順.....	47
(6) -3 苦情等の対応システム・フロー.....	49
(7) 記録・モニタリング・報告・評価.....	50
(7) -1 記録・モニタリングに関する基本的な考え方.....	50
(7) -2 セルフモニタリングの具体的な実施方法.....	51
3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容	52
(1) 維持管理業務計画.....	52
(1) -1 総括的事項.....	52
(1) -2 施設・設備の維持管理.....	55
(1) -3 植物の育成管理.....	62
(1) -4 公園内での多様な生物の取り扱い.....	76
(2) 仕様書等との差異.....	81
(2) -1 特記維持管理基準表との内容・数量比較.....	81
(3) 防災業務計画.....	82

(3) -1 防災業務の実施方針及び役割分担	82
(3) -2 防災訓練計画	84
(3) -3 事故・災害発生時の対応方法	84
(3) -4 消防法への対応	90
(3) -5 新型コロナウイルス感染防止対策	90
(3) -6 運転前後のアルコールチェック	90

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 91

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画	91
(1) -1 取組の基本的な考え方	91
(1) -2 具体的な取組の実施計画	91
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画	102
(2) -1 取組の基本方針	102
(2) -2 具体的な取組の実施計画	102

5 利用者サービス等に関する取組 105

(1) 利用促進計画	105
(1) -1 利用者サービスの基本方針	105
(1) -2 有料公園施設の利用促進基本方針	105
(1) -3 業務計画の実施要領	106
(2) 自主事業への取組	108
(2) -1 取組の基本的な考え方	108
(2) -2 取組の具体的内容	108
(3) 公園の課題把握及び理想像の実現	111
(3) -1 公園の課題把握	111
(3) -2 公園の理想像の実現にむけて	111

6 管理業務に付随する業務（施設公式ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 112

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保	112
-----------------------------	-----

7 類似業務の実績 113

(1) 指定管理業務の実績	113
(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績	113
(3) 当協会の業務における成果の代表事例	114

8 札幌市内の企業等の活用について 119

(1) 活用についての考え方	119
(1) -1 札幌市内の企業・団体を活用する理由	119
(1) -2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項	119

9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 120

(1) 適正な業務執行について	120
(1) -1 個人情報への適正な取扱いについて	120
(1) -2 円滑な引継ぎ対応について	120
(2) 当公園の管理運営についての提案	120
(2) -1 事故防止のための駐車場の改修	120
(2) -2 駐車場から緑のセンターまでの園路の再整備	121
(2) -3 安全管理のための園路の拡幅の提案	122
(2) -4 噴水設備の改修とポンプ小屋の再整備	122
(2) -5 トップライトの雨漏り防止の再整備	123

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

(1) - 1 基本方針

豊平公園の特徴

豊平公園（以下、「当公園」といいます。）は、旧林業試験場（現 森林総合研究所 北海道支所）跡地 7.4ha を昭和 52 年に整備したもので、開園より 40 年が経過した歴史のある地区公園です。園内には林業試験場当時の樹木が数多く残り、中には道内の同種樹木の親株となった希少な樹木も存在しています。

都心に近い環境でありながら多様な樹木、花が観賞でき、それらの植物に集まる鳥類、小動物、昆虫等が市民の目を楽しませ、身近な自然体験の場となっています。地下鉄直結で利便性が良いことや、敷地が平坦で足の不自由な方や車いす等も利用しやすいことから、老若男女、多彩な利用者でにぎわい、『みどり』を身近に体験できる公園です。

園内には市内で最も歴史のある都市緑化植物園があり、その中心施設である緑のセンターは、平成 28 年に現在の場所へ移転し、リニューアルしました。緑のセンターでは、北国の風土に合った園芸、植物情報を提供しており、年間 70 回を超える植物展示会や園芸・クラフト講習会の開催や、北国の気候特性を熟知し豊富な経験に基づいた情報を提供する「緑の相談」「緑の図書コーナー」の配置等により、札幌市の緑化・園芸の発展に大きく貢献しています。

昨今では、庭のある戸建てからマンションやアパートといった庭のない環境へと生活の場が変化し、ガーデニングが生活に余裕のある特別な趣味とされていた時代から、日常生活の一部として浸透して円熟した時代に入ってきたものと捉え、緑のセンターの役割はこれからはますます重要なものになると考えます。また、当施設は、盆栽や大菊等の世界に誇る日本の栽培技術を後世に伝える役割も期待されていることから、今後 5 年間では、その面にも力を入れて取り組んでいきたいと考えます。



札幌の園芸・ガーデニングの拠点 緑のセンター



交通便の良い市街地で山野草が見られる

豊平公園の管理運営の基本方針

札幌市公園緑化協会(以下、「当協会」といいます。)は、平成7年度からこれまで27年間にわたり、当公園の管理運営に携わってきました。

今後も札幌市の貴重な財産である当公園の特徴を最大限に生かし、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、当協会の「理念」と「運営方針」に掲げる「5つのK」を基とした下記の『基本方針』に則り、当公園の管理運営を行っていきます。

公益財団法人札幌市公園緑化協会の「理念」と「運営方針」

「理念」

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

「運営方針」

上記理念の実現のため、次の『5つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

「5つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、緑のオープンスペースとしての存在効果を高めます。
6. 緑化植物園への多様なニーズに応え、適切なサービスを提供します。

(1) -2 事業目標

当公園の管理運営にあたっては、その設置目的と特性を踏まえ、前述の当協会の基本方針を基に次の3つの事業目標を立て、各種の事業に取り組みます。

事業目標1 みどりの情報発信施設として、札幌のみどりの環境づくりに貢献します。

- ① 緑のセンターでの講習会や展示会の開催そして緑の相談を通して、札幌の環境に合った園芸・ガーデニング知識、栽培情報、緑化技術等を提供し市民ニーズに応えていきます。
- ② 植物栽培に慣れていない方にも興味を持ってもらえるよう展示等を工夫し、分かりやすく情報を提供します。
- ③ アパートやマンション住まいの方も、意識して北国の室内環境に適した植物を取り入れることによって潤いのある生活空間を創出できることを提案し、室内緑化の普及を図ります
- ④ 天候や季節に左右されず、いつでも植物を間近に見て感じられる癒しの空間を提供します。
- ⑤ インターネットや掲示物等による、わかりやすい情報発信を推進します。
- ⑥ 当公園は都市緑化植物園でもあることから、市内の他の都市緑化植物園である百合が原公園・平岡樹芸センターと連携して、技術者や植物等の資源を有効に活用し、都市緑化の普及を効果的に推進します。

事業目標2 植物を通じた交流で、園芸文化の発展をサポートします。

- ① 展示会への協力や情報交流を通して、植物愛好団体の活動をサポートします。
- ② 「緑のセンターだより」を発行し、北国の園芸情報の発信に努めます。
- ③ ボランティアを支援し、ガーデニングによる交流の輪を拡げます。
- ④ 園内の廃材を活用したクラフト教室等、楽しむ園芸を広めます。
- ⑤ 市民ニーズや流行を取り入れた園芸・ガーデニングの講習会を開催します。
- ⑥ 植物の生態のしくみを通して、利用者に発見と驚きと感動を提供します。
- ⑦ 世界に誇る日本古来の園芸を紹介・発信し、伝統文化の継承に努めます。
- ⑧ 札幌市の市木であるライラックの普及のため、園内にライラックのミニコレクション植栽を行います。

事業目標3 地域交流の拠点として公園利用を促進します。

- ① 近隣の小中学校や幼稚園、保育所その他、職業訓練、インターンシップへの学習支援に対応する等、地域の環境学習や緑化普及をサポートします。
- ② 地区公園として地域住民が利用しやすい環境を整え、コミュニティの場を提供することで、地域の活性化を図ります。
- ③ 公園ボランティアの活動を支援し、周辺地域のボランティアとの交流の輪を拡げます。

(1) - 3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。



当協会の SDGs への主要なアクション

<p>適切な公園管理 みどり豊かな都市づくり</p>	<p>誰もが 利用しやすい 環境づくり</p>	<p>環境保全 環境教育</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく公園管理 ・災害対応 ・人や環境にやさしい植物管理 ・レクリエーションや交流の場の提供 ・人と人、人と緑のつながりづくり ・ボランティアとの協働 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・平等利用の確保 ・バリアフリー対応 ・多言語対応 ・接遇研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物の保護 ・観察会 ・環境展示 ・子どもたちやボランティアによる調査 ・小学校等の実習受入 ・侵略的外来種防除 等
<p>気候変動対策</p>	<p>資源の有効利用</p>	<p>働きやすい 環境づくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 ・冷暖房の節約 ・エコドライブ ・産業廃棄物の適正な処理 ・フロン類の適正使用 ・ボイラーの適正管理 ・グリーン購入 ・雪の利活用 ・雨水浸透型花壇 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・植物リサイクル（堆肥、チップ、クラフト素材） ・廃食油回収 ・機械等の長期利用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止 ・安定雇用 ・子育て支援 ・女性の活躍 ・研修助成制度 等

個別の取り組みについては、1（2）平等利用の確保に向けた考え方と取組（P.5）、1（3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方（P.8）、3（1）維持管理業務計画（P.52）、4事業の計画及び実施に関する業務の実施内容（P.91）、5利用者サービス等に関する取組（P.105）に詳記します。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共の公園・施設の管理運営において最も重要な基本事項であると当協会は考えます。

当協会では、当公園において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め取り組めます。

(2) - 1 平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、公園・施設の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

(2) - 2 平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの平等利用に関する教育指導の徹底

当協会では、平等利用の確保に関わる講習として、接遇講習、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」という基本的な心構えを学び、様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限等の差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別扱いや優遇等、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において公園スタッフで学び、レベルアップに努めます。

■ 違法・不正行為の防止

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、指定場所以外の駐輪、ゴルフ、花火や火気の使用、危険なスケートボード走行、無許可の占用使用等、公園における様々な違法・不正行為や不審行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記のような行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

■ マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱マニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 緑のセンターに配備している貸し出し用車いすについては、適切な点検整備に努めるとともに、気軽にご利用いただけるよう貸出し情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせしています。
- b 海外からの利用者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実にも努めます。また、英語版の公園リーフレットを用意します。
- c 公園駐車場の障がい者用駐車スペース 3 台分については、障がいのある方に安心してご利用いただけるよう周知に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内を準備します。
- e 園内の案内表示等については、誰にでも分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供等により、誰もが利用しやすい園内環境の創出・維持に努めます。
- f 子育て中の方々が快適に利用できるよう、緑のセンターに設置されている授乳室の利用案内に努めます。また、事務室でミルク用のお湯を提供します。
- g アンケートの実施にあたっては、幅広い年齢層を対象にするとともに、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園の管理運営に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにしています。

② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差等は、日常の巡視点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行うことで、安全で平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期や代替利用の案内等必要な情報提供に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、可能な範囲で利用調整をお願いします。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報等、利用者のニーズに応える情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、広報誌「札幌市からのお知らせ」、マスメディア、フリーペーパー等への情報提供、園内掲示、緑のセンターだより等、多様な手段による情報提供に努めます。

③ 有料施設の利用者対応

有料施設の利用者対応においては、「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料運動施設の優先使用に関わる取扱要領」に基づき、公平な対応に努めます。

- a 予約システムをしっかりと理解し、公平で円滑な利用者対応に努めます。
- b 予約時間には準備・片付けの時間を含むことを利用者に説明し、利用時間を守っていただくよう協力をお願いします。
- c 有料施設を適宜巡回・確認し、不正使用の防止に努めます。

④ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付において、開催情報は事前に幅広く情報提供を行い、不公平にならないように対応しています。
- b イベント等、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前にイベント内容を周知するとともに、当日の対応等を適切に行います。

⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けたときは、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や取扱いの差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ち良く公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.102）に記載しています。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成 20 年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成 30 年には「第 2 次札幌市環境基本計画」を策定し、2050 年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPP_RO」』を掲げています。

また、令和 2 年 2 月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和 3 年 3 月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用等の要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当協会では、平成 17 年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成 18 年 3 月に ISO14001 の認証を取得しました。

そして、平成 25 年 5 月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001 から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動の取組を継続しています。

当協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」に添っていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用する EMS に基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。



(3) - 1 取組についての基本的な考え方

当公園は住宅街に隣接し、身近で緑豊かな環境を提供する場であることから、これら環境の保全と環境意識の啓発は公園管理において重要であり、当公園は、市民にとってかけがいのない特徴のある緑空間であることから、この良好な環境の保全と市民利用の両立を図れるよう、しっかりした環境配慮の意識を持って管理を行っていきます。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施にあたって、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを旨とした「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

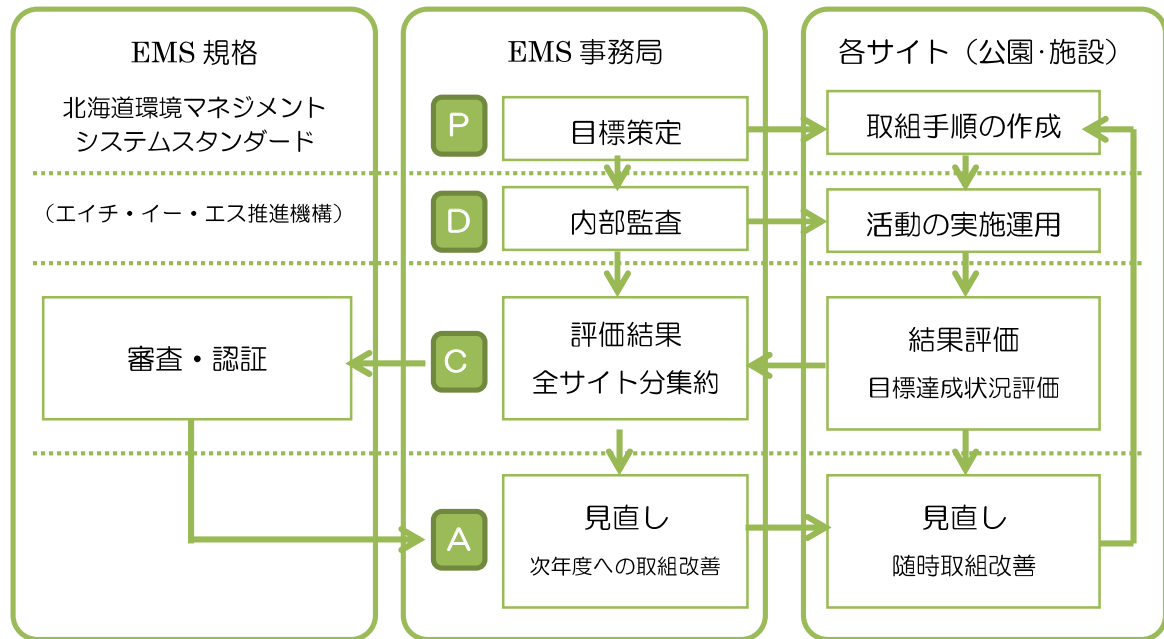
2022 年 4 月 1 日

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 近藤 哲也

(3) - 2 当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会は、EMS において毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

当協会EMSにおける環境目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。当協会の EMS における平成 18 年度から現在までの目標は次のとおりです。

実施年度	当協会 EMS の目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

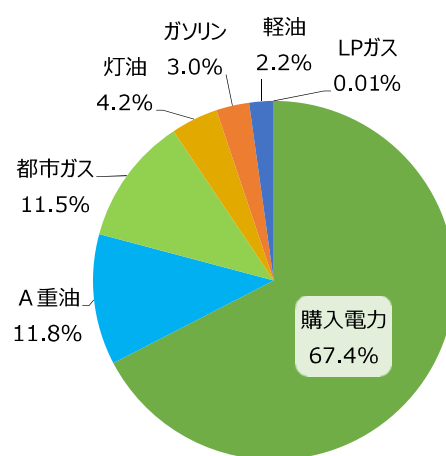
EMS による環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減は、温室効果ガスを抑制し、経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料等の項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成 18 年度との比較で、令和 3 年度には以下のとおり 44.7%の削減を達成しています。



エネルギー使用量のうち、最も比率の高い電気使用量については、その抑制を継続して EMS の目標に設定しており、細かな節電の積み重ねや LED 照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直し等、細かな節電の積み重ねにより削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ない BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用しており、百合が原公園緑のセンター、川下公園リラク্সプラザのボイラー燃料には B10 重油（BDF10%混用 A 重油）を、百合が原公園リゾートレインや一部公園の業務車両の燃料には B5 軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。



当協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和 3 年度）

当協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成 20 年 8 月に「さっぽろエコメンバー」レベル 3 に登録し 3 年毎の更新を続け、現在に至っています。また、平成 21 年 4 月からさっぽろエコメンバー登録事業所は、同時に、北海道が実施する北海道グリーン・ Biz 認定制度「優良な取組」部門の登録事業所になることから、平成 23 年 8 月の更新時には北海道グリーン・ Biz 認定制度において「優良な取組」部門ランク 3 に登録し、同様に更新を続けています。



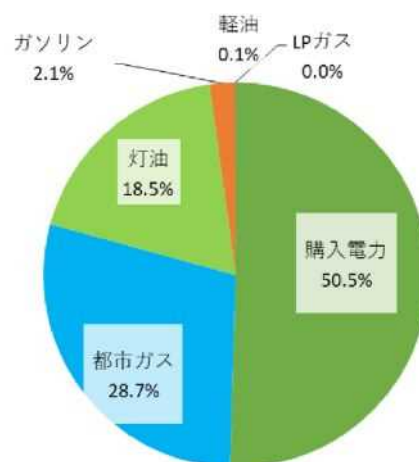
(3) - 3 当公園におけるこれまでの取組

当協会では、当公園の管理において、当協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園では、エネルギー使用量の約半分を購入電力、次に、化石燃料が占めています。購入電力の主な使い道は園路灯や施設の運用動力で、化石燃料は緑のセンターの植物展示施設の温度調節や空調設備等です。これまでも、断熱資材による保温や展示植物の配置調整等で使用量の削減に取り組んできたところです。

長年の植物管理経験と新たな施設の効率的な運用を模索し、引き続きエネルギー使用量の削減に取り組んでいきます。

また、EMS の目標に設定している「特定外来生物オオハンゴンソウの駆除」については、当公園でも侵入が確認されていましたが、平成 25 年度から毎年駆除に取り組んだ結果、現在ではかなりの駆除に成功し、取組の成果が現れています。



(3) -4 当公園における今後の取組

令和4年度、当協会がEMSで取り組む目標は、次のとおりです。

当協会 EMS の環境目標 (R4)
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加 (当公園のほか一部公園)

今後も、当協会のEMSに基づく取組を継続するほか、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークへの加入を継続し、植物残渣のリサイクル、講習会等を通じた環境教育に取り組めます。その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示した項目について、スタッフ全員で取り組めます。また、スタッフから環境配慮のアイデア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ (輸送に関わる環境コスト) を小さくする考え方で選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル (服装と温度設定) の実施 屋内照明の積極的な消灯 (不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯 (管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 週1日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用 (メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施 (ウォームビズ) ウォームシェアの推進 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入 (エコドライブ表示付き車種の一部導入) アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ふかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない 自転車、公共交通機関の利用

③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収 一般ごみと資源化ごみの分別徹底 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)のリサイクル使用 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

④ 生物多様性保全に関わる取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発
減農薬管理	木酢やフェロモントラップなどを活用した植物の病虫害対策
生物多様性に関わる連携	生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークに参加し活動拠点施設として登録

(3) - 5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者

当公園における電力を調達している小売電気事業者 2 社は令和 5 年度の「環境配慮評価基準」を満たすことが見込まれることから契約を継続し、当該の小売電気事業者 2 社から電力を調達します。

なお、契約している小売電気事業者が令和 5 年度の「環境配慮評価基準」を満たさなかった場合は当協会の規定に則し入札等を行い、環境配慮評価基準を満たす小売電気事業者から電力を調達します。